

# 競技規程、昇降級規程及び選手規程に関する細則

## (目的)

第1条 この細則は、一般社団法人中部日本ボールルームダンス連盟（以下「本法人」という。）競技規程第15条、昇降級規程第13条及び選手規程第16条の規定に基づき、ボールルームダンス競技に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (順位の判定)

第2条 競技の途中でダンスをやめた場合、カップルがフロアー上に残っていれば、踊っていることとみなす。フロアーから退場した場合は、棄権とみなす。（カップルの片方のみがフロアーから退場しても棄権とみなす。）

2 予選から準決勝での対応については、次のとおりとする。

- (1) 途中で退場した選手を全審査員が同じレベルで把握するのは難しいため、それぞれの審査員の判断で審査する。
- (2) 途中で退場したとしても、棄権扱いせずそのラウンドは出場したとみなす。
- (3) 2種目・4種目総合でケガ等により2種目目以降を最初から踊らない場合も棄権扱いとせず出場したとみなす。

3 決勝での対応については、次のとおりとする。

- (1) 踊りを途中でやめた選手がいた場合でもそれぞれの審査員の判断で審査するが、その曲が終了した時点で審査員長は審査員全員を集めて、踊りをやめたか退場したかの事実を確認し、審査員長がその取扱いについて決定する。
- (2) 踊りを途中でやめたと判断した場合は、その選手はその種目において最下位となる。（審査員長は、審査員全員にその指示をしなくてはならない。）
- (3) 退場したと判断した場合は、棄権とみなす。  
（2種目・4種目総合の場合で、もし1種目目でフロアーより途中退場した場合は、その選手は2種目目以降出場する権利を失う。この場合、当該選手は、決勝に進出したこととならない。）

4 決勝において途中で踊りをやめ退場した選手は、競技会終了までに大会事務局へ退場届を提出しなくてはならない。

## (最終予選の定義)

第3条 昇級基準上の最終予選の定義は以下とする。なおフリーパスも予選と見なす。

1 n次予選まで実施された場合は、n次予選を最終予選とする。（別表1）

- 2 一次予選の次が準決勝の場合は、出場組全てが最終予選進出とする。(別表2)
- 3 予選がなく準決勝から実施の場合は、出場組全てが最終予選を通過したものと扱う。(別表3)
- 4 予選、準決勝がなく決勝のみの場合は出場組全てが最終予選、準決勝を通過したものと扱う。(別表4)
- 5 出場組数に昇級率を乗じて昇級対象組数を算出した結果、1組未満(0.5～0.99組)となった場合は、昇級対象組数を1組とする。但し、競技の成立を必要条件とする。

(別表1)

実際の競技運営	昇降級基準の扱い
1次予選	予選
2次予選	予選
・	〃
・	〃
n次予選	最終予選
準決勝	準決勝
決勝	順位

(別表2)

実際の競技運営	昇降級基準の扱い
1次予選	最終予選
準決勝	準決勝
決勝	順位

※出場組全てが最終予選進出とする

(別表3)

実際の競技運営	昇降級基準の扱い
準決勝	準決勝
決勝	順位

※出場組全てが最終予選まで通過とみなす

(別表4)

実際の競技運営	昇降級基準の扱い
決勝	順位

※出場組全てが準決勝まで通過と見なす

(中部日本学生競技会ダンス連盟所属選手の選手登録)

第4条 選手規程第4条第15項及び第17項に基づき、中部日本学生競技ダンス連盟(以下「中部学連」という。)所属選手が本法人に新規選手登録を希望するときの登録級を決定する競技会は、次のとおりとする。

- (1) 全日本学生競技ダンス選手権大会(全日本選手権)
  - (2) 中部日本学生競技ダンスモダン選手権大会(中部モダン選手権)
  - (3) 中部日本学生競技ダンスラテン選手権大会(中部ラテン選手権)
  - (4) 種目別戦、八種目戦等の競技会
- 2 前項の競技会において得た成績に対する本法人登録級は、次のとおりとする。
- (1) 全日本選手権大会
    - ① 24位以内 C級
  - (2) 中部モダン選手権大会及び中部ラテン選手権大会等
    - ① 12位以内 C級
    - ② 24位以内 D級
    - ③ 上記以外 N級

- 3 各競技会の成績により本法人へ新規選手登録するときは、競技会の成績証明書を添付し、大会終了後3ヶ月以内に手続きを行うものとする。
- 4 前項により登録した選手は、その競技年度内は降級規定の適用を受けない。

(小中高校生選手の選手登録)

第5条 選手規程第4条第16項及び第17項に基づき、小中高校生選手が本法人に新規選手登録を希望するときの登録級を決定する競技会は、次のとおりとする。

- (1) スーパージャパンカップ選手権大会
  - (2) 日本インターナショナルダンス選手権大会
  - (3) 小中高校生ボールルームダンス全日本チャンピオンシップ
  - (4) その他、小中高校生を対象とする競技会
- 2 前項の競技会において得た成績に対する本法人登録級は、次のとおりとする。
    - (1) 前項の第1号から第4号のどれか一つに入賞していることとする。
    - (2) 決勝に入賞したものはC級に、準決勝に入賞したものはD級に登録することが出来る。
  - 3 本法人への新規選手登録は、競技会の成績証明書を添付し、次の期日内に登録するものとする。
    - (1) 全日本級選手権大会の成績により登録するときは、大会終了後に手続きを行うものとする。
  - 4 前項により登録した選手は、その競技年度内は降級規定の適用を受けない。
  - 5 男女共に満12歳以上、満16歳未満の者は、選手規程第4条第3項に基づき保護者の承諾書を添付して登録するものとする。

(全日本級選手権等出場選手選考基準)

第6条 選手規程第7条に基づき、全日本級の選手権大会に出場する選手の選考基準は次のとおりとする。

- 2 全日本級選手権大会は、日本インターナショナルダンス選手権大会、JBDFプロフェッショナルダンス選手権大会及び全日本アマチュアダンス選手権大会、全日本選抜ダンス選手権大会とする。
- 3 この選考基準は、本法人主催選手権等にも適用することができるものとする。
- 4 本法人における全日本級の選手権大会に出場する選手の選考は、次のランキングにより選考する。但し、A級競技会は、オープン競技会を含む。
  - (1) プロ・スタンダードA級競技会ランキング
  - (2) プロ・ラテンアメリカンA級競技会ランキング
  - (3) アマ・スタンダードA級競技会ランキング
  - (4) アマ・ラテンアメリカンA級競技会ランキング
  - (5) プロ・スタンダードB級競技会ランキング
  - (6) プロ・ラテンアメリカンB級競技会ランキング
  - (7) アマ・スタンダードB級競技会ランキング
  - (8) アマ・ラテンアメリカンB級競技会ランキング

- 5 パートナーを変更した場合には、前パートナーとのランキング点数は、無効とする。
- 6 ランキング点数を算出する競技会は、中部日本ダンス選手権（以下「中部選手権」）及び中部日本級別ダンス競技会（以下「級別競技会」）とし、名古屋インターナショナルダンス選手権大会は含まない。
- 7 ランキング点数算出期間は、次の通りとする。
  - (1) 日本インターナショナルダンス選手権大会（6月中旬開催）  
前年度前期中部選手権の次の競技会から、当該年度前期中部選手権までとする。
  - (2) J B D F プロ フェッショナルダンス選手権大会及び全日本アマチュアダンス選手権大会（10月頃開催）  
前年度7月1日から、当該年度6月30日までの競技会とする。
  - (3) 全日本選抜ダンス選手権大会（2月下旬～3月上旬開催）  
前年度1月1日から、12月31日までの競技会とする。
- 8 ランキング点数は、中部選手権における獲得点数に級別競技会における平均獲得点数を加算した点数とする。
- 9 級別競技会平均獲得点数は、級別競技会における獲得合計点数を出場した級別競技会の回数で割った平均の点数とする。
- 10 ランキング点数を算出するための獲得点数は、次の通りとする。
  - (1) 獲得点数
 

1位	24点
2位	22点
3位	20点
4位	18点
5位	16点
6位	14点
準決勝	7点

但し、出場組数が13組以下の場合は、上位6位までの獲得点数とする。
  - (2) 決勝において同点の場合には、獲得順位の獲得点数を与える。
  - (3) 決勝7組又は8組で順位が確定している場合には、7位以下は7点とする。
- 11 選考
  - (1) 第2項及び第3項の選手の選考は、出場組数枠に応じて、A級競技会ランキング及びB級競技会ランキングに基づき上位より順次決定する。
  - (2) 前号の選手選考は、原則として中部選手権に出場していること。

（コード教室の登録）

第7条 一般社団法人中部日本ボールルームダンス連盟の競技選手として登録、及び競技会の出場申込みをする際に必要となる教室コードナンバーを取得しようとする教室は、本連盟のコード教室に登録しなければならない。

(コード教室の登録資格)

第8条 コード教室の登録資格は、公益財団法人日本ボールルームダンス連盟（以下「公益法人」という。）の認定教室及び優良認定教室の登録及び運営に関する規定に基づき、J B D F 認定教室として登録しているもののうち、一般社団法人日本音楽著作権協会と音楽著作物利用許諾契約を締結している教室にあるものとする。

(コード教室の登録資格喪失)

第9条 コード教室が次の各号の一に該当する場合は、その登録資格を喪失する。

- (1) 営業を廃止したとき。
- (2) 公益法人の規定により教室登録簿から削除されたとき。

附 則

この規程は、令和 2年 1月 1日からこれを施行する。

附 則

この規程は、令和 6年 2月 15日からこれを施行する。